

学校施設整備業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、うるま市契約規則第44条第2項第1号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年3月2日

うるま市教育委員会
教育長 嘉手苺 弘美
(公印省略)

随意契約の事前公表

1	契約件名	学校施設整備業務
2	契約内容	市内各小・中学校施設内の簡易な補修・修繕作業及び簡易な労務作業等について、年間契約する。ただし、業務委託料は1人1回単価（午前8時30分から午後5時までの間）とし、単価には事務費を含む。
3	契約の相手方の決定方法	選定基準をすべて満たした団体と契約を締結する。
4	選定基準	(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること (2) 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること (3) 本市と契約実績があり、当該履行状況が良好であること (4) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために、就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること
5	申請方法	見積書提出による ※提出期限：令和8年3月9日(月) 午後5時 必着
6	履行期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
7	契約担当課	うるま市教育委員会 教育施設課 電話番号：098-923-7166
8	備考	本件契約は「うるま市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」による契約のため、うるま市令和8年度一般会計予算が議決されなかった場合は、本件契約を締結しないことがあります。